

労働者死傷病報告の 被災労働者の「職種」の調べ方



⑦「被災労働者の情報」の「職種」をを確認したいときには
e-Stat 政府統計の総合窓口 統計分類・用語の検索 で
日本標準職業分類を検索する方法がおすすめです！



日本標準職業分類(平成21[2009]年12月統計基準設定) |
統計分類・用語の検索 | 政府統計の総合窓口

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/20>

日本標準職業分類 検索 🔍 検索



※注意！

日本標準職業分類は、改定される場合があります。**最新版の内容を参照してください。**

令和7年2月1日現在の最新版は平成21[2009]年12月版になります。

職種の検索方法

①「キーワード検索」にキーワードを入力して、検索する。



② 検索結果で被災労働者の職種に近いものを探して、「Info」をクリック。

統計分類・用語の検索

▼ 検索条件

年度で絞込み 平成21[2009]年12月統計基準設定 [改定状況](#)

キーワード検索 食品製造

▶ 検索オプション [検索のしかた](#)

日本標準職業分類(平成21[2009]年12月統計基準設定)

集約して表示 (分類を集約し)

分類コード	項目名
503	生産工程従事者 > 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く) 食品生産設備制御・監視員
533	生産工程従事者 > 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) 食品製造従事者

「分類コード」の数字が3桁のものから選んでください。

「Info」をクリックして詳細情報を確認してください。

③ 詳細情報から、被災労働者の職種に該当するか確認する。

詳細情報

日本標準職業分類(平成21[2009]年12月統計基準設定) > 生産工程従事者 > 生産設備制御・監視員

統計分類	日本標準職業分類(平成21[2009]年12月統計基準設定)
大分類	H 生産工程従事者
中分類	50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)
小分類	503 食品生産設備制御・監視員

小分類の説明

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備の稼働状況のモニタリング、運転状況の調整を行うなど自動化された生産設備を操作して、精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう(醬)油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ(麩)・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食品の製造、水産物の処理加工を行う生産設備の制御・監視の仕事などに従事するものをいう。

ただし、製塩・アミノ酸液の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類【501】に、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類【46又は48】に、と(屠)殺の仕事に従事するものは小分類【539】に分類される。

事例

食品製造生産設備操作・監視作業員；食品製造生産設備オペレーター；小麦製粉工

不適合事例

豆腐呼売人【324】；調理師【391】；脱穀・調整人【461】；納子(海面)【481】；硬化油製造オペレーター【501】；脂肪酸製造オペレーター【501】；石けん製造オペレーター【501】；無塩しょう(醬)油製造工【531】；しょう(醬)油製造工【531】；しょう(醬)油製造工【531】；魚粉製造工【533】；粉わかび製造工【533】；しょう油缶詰工【533】；缶詰工【533】；たる詰工【533】；瓶詰工【533】；クリーム製造工【533】；アイスクリーム製造工【533】；ジャム製造工【533】；寒天製造工【533】；ところん製造工【533】；マーガリン製造工【533】；マーガリン製造工【533】；アイスキャンデー製造工【533】；ピーナッツバター製造工【533】；野菜缶詰製造工【533】；魚肉ハム・ソーセージ製造工【533】；水産缶詰製造工【533】；あん製造工【533】；菓子砂糖漬物製造工【533】；鳥獣肉漬工【533】；水産物かす(粕)漬製造工【533】；製氷工(氷室作業員)【539】；と畜作業員【539】；検瓶工(ガラス瓶製造)【572】；原料運搬員【703】；袋詰工(荷造)【706】；袋詰工(包装)【721】；めん類結束工【721】；検瓶工(再生資源回収)【739】

「小分類の説明」や「事例」、「不適合事例」を見て被災労働者の職種に当たるか確認してください。

④ 該当する職種を見つけて、労働者死傷病報告に入力する。

詳細情報

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

日本標準職業分類(平成21[2009]年12月統計基準設定) > 生産工程従事者 > 生産設備制御・監視員

統計分類	日本標準職業分類(平成21[2009]年12月統計基準設定)
大分類	H 生産工程従事者
中分類	50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)
小分類	503 食品生産設備制御・監視員

小分類の説明

材料に触れて直接処理や加工等を行うことはせず、装置・プラントなどの自動化された生産設備を操作して、精穀、製粉及び砂糖、味そ・しょう(醬)油、動植物油脂などの調味食品を製造する仕事、めん類・パン・菓子・豆腐・こんにやく・ふ(麩)・乳・乳製品・肉製品の製造、缶詰・瓶詰などの保存食品の製造、水産物の処理加工を行う生産設備の制御・監視の仕事などに従事するものをいう。

ただし、製塩・アミノ酸液の製造を行う生産設備の制御・監視の仕事に従事するものは小分類【501】に、農耕・漁労作業に従事しながらその延長として簡単な加工作業に従事するものは中分類【46又は48】に、と(屠)殺の仕事に従事するものは小分類【539】に分類される。

大分類・中分類・小分類が死傷病報告の「職種」に入力する内容になります。

※e-Govから申請の場合は、小分類の3桁の数字を「職種」に入力してください。